

議案件名（令和3年第3回定例会）

| | |
|-----|-----------------|
| 予算案 | 1件（補正予算1件） |
| 条例案 | 2件（制定1件、一部改正1件） |

| | |
|---|----|
| 計 | 3件 |
|---|----|

（ 予 算 案 ）

- 1 令和3年度千葉市一般会計補正予算（第9号）

(条 例 案)

1 千葉県再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について

(環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課)

再生資源物の屋外保管について、一定規模を超える屋外保管事業場の設置に許可を要することとするとともに、全ての屋外保管事業場に課される保管基準を定めるほか、必要な事項を定める。

- (1) 100㎡を超える再生資源物の屋外保管事業場を設置する場合、市長の許可を受けなければならないこととする。
※再生資源物
使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック等（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物
※条例の施行の際現に存する100㎡を超える再生資源物の屋外保管事業場については、(2)の保管基準を遵守しなければならないこととし、条例施行後1月以内に届出をしなければならないこととする。
- (2) 全ての再生資源物の屋外保管事業場に課される保管基準として、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全上悪影響を及ぼすことがないように、また、屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、必要な措置を講ずることを規定する。
- (3) 100㎡を超える再生資源物の屋外保管事業場を設置する場合、住宅等の敷地から100m以上離れた市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がない土地に設置しなければならないこととする。
- (4) 義務違反等に対する勧告及び命令並びに屋外保管事業場の使用停止命令及び屋外保管事業場の許可の取消しを定め、命令違反等に対する罰則を定める。
※罰則の一例
無許可の屋外保管事業場の設置等、不正手段による許可の取得又は市長の命令に対する違反 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (5) 施行期日 R3. 11. 1((4)の罰則については、R4. 5. 1)

2 千葉市環境関係手数料条例の一部改正について

(環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課)

新たに、再生資源物の屋外保管事業場の設置許可等の申請に係る手数料を定める。

- (1) 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定に伴い、再生資源物の屋外保管事業場の設置に許可を要することとなることから、再生資源物の屋外保管事業場の設置許可等の申請に係る手数料を定める。

・手数料の額

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------------------|---------|
| 屋外保管事業場の設置の許可 | 30,000円 |
| 屋外保管事業場の設置の許可の更新 | 25,000円 |
| 屋外保管事業場の変更の許可 | 23,000円 |
| 屋外保管事業場の譲受け等の許可 | 9,000円 |
| 屋外保管事業場の許可設置者である法人の合併又は分割に係る承認 | 9,000円 |

- (2) 施行期日 R3.11.1